

30分で学ぶ環境の重要課題
世界環境の日オンラインウェビナー

生物多様性分野の 国際動向

一般社団法人NatureLit Japan
代表理事 矢動丸琴子

矢動丸琴子 (やどうまることこ)

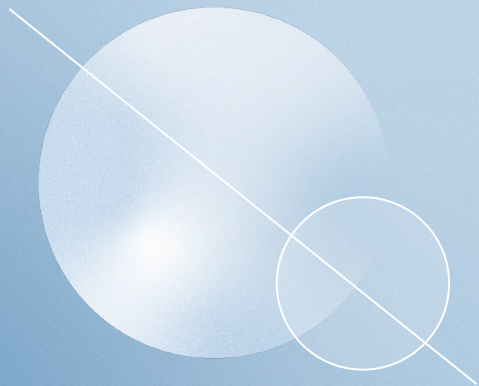


- 1993年11月生まれ
- 一般社団法人NatureLit Japan 代表理事
- 日本環境教育学会国際交流委員 / アジアジャーナル2025・2026共同編集長
- IUCN-CEC(Commission on Education and Communication) メンバー
- IUCN Task Force on Nature-based Education メンバー

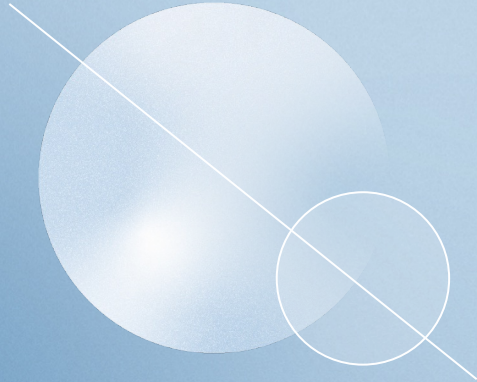
<これまでの経歴>

- 一般社団法人 Change Our Next Decade(COND) 元代表理事 / 設立者
- 日本環境教育フォーラム 元臨時職員
- 国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J) ユースプログラムディレクター
- 千葉大学大学院園芸学研究科博士後期課程単位取得退学
- 2018年から生物多様性条約やIUCNなどの国際会議に継続的に参加

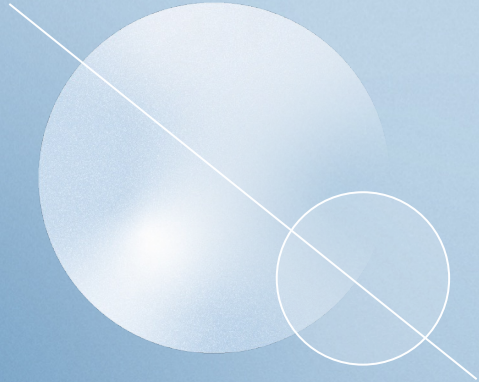
ネイチャーポジティブ



自然を回復軌道に乗せるため、
生物多様性の損失を止め、反転させること



自然を回復軌道に乗せるため、
生物多様性の損失を止め、**反転させる**こと



正(ポジティブ)な状態にしていくことが重要！

2020年までの目標（愛知目標）

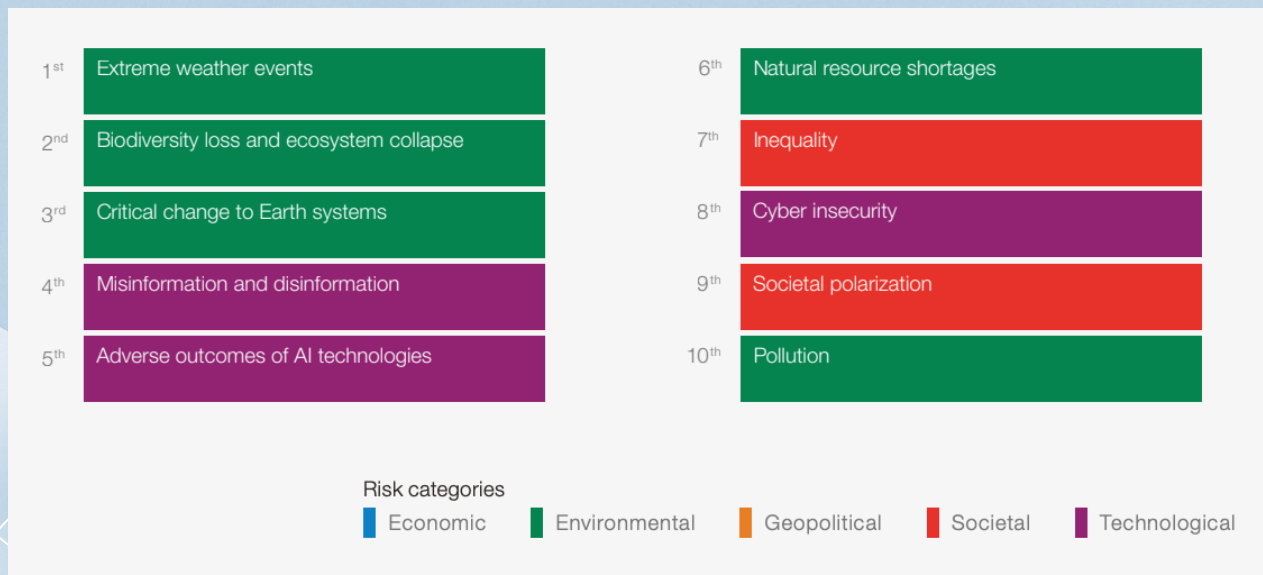
生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

2030年までの目標（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる

生物多様性の損失は世界的なリスク！

今後10年間の地球規模での最も深刻なリスク **＝** 異常気象 ・ 生物多様性の損失 ・ 地球環境システムの深刻な変化

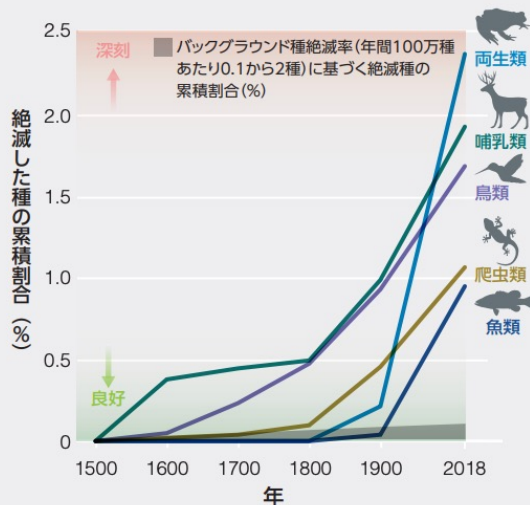


The Global Risks Report 2026 https://reports.weforum.org/docs/WEF_Global_Risks_Report_2026.pdf

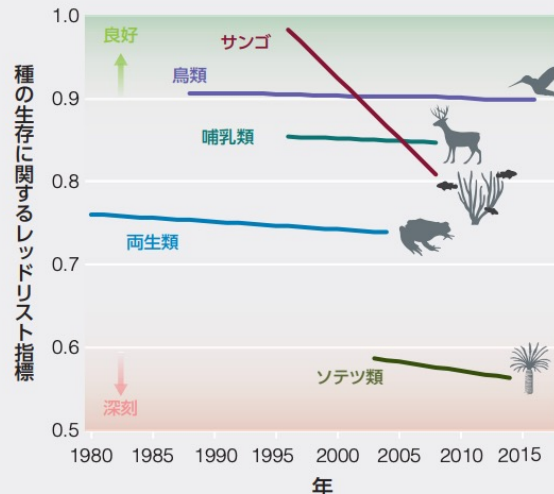
100万種絶滅の危機 (2019年発表の報告書より)

地球上の生物870万種のうち、100万種が絶滅の危機

B 1500年以降の絶滅

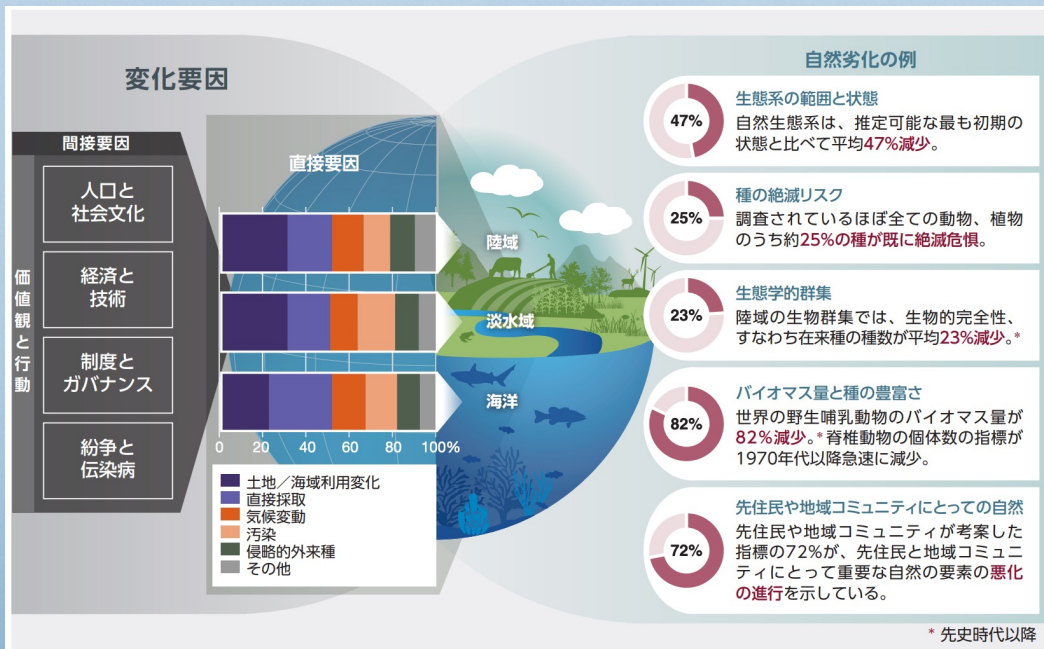


C 1980年以降の生存種の減少 (レッドリスト指標)



IPBES(2019)生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/ipbes/deliverables/files/spm%20jp.pdf>

何が原因？ - 生物多様性損失の直接要因・間接要因



＜直接要因＞

- 土地/海域利用変化
- 直接採取
- 気候変動
- 汚染
- 侵略的外来種

＜間接要因＞

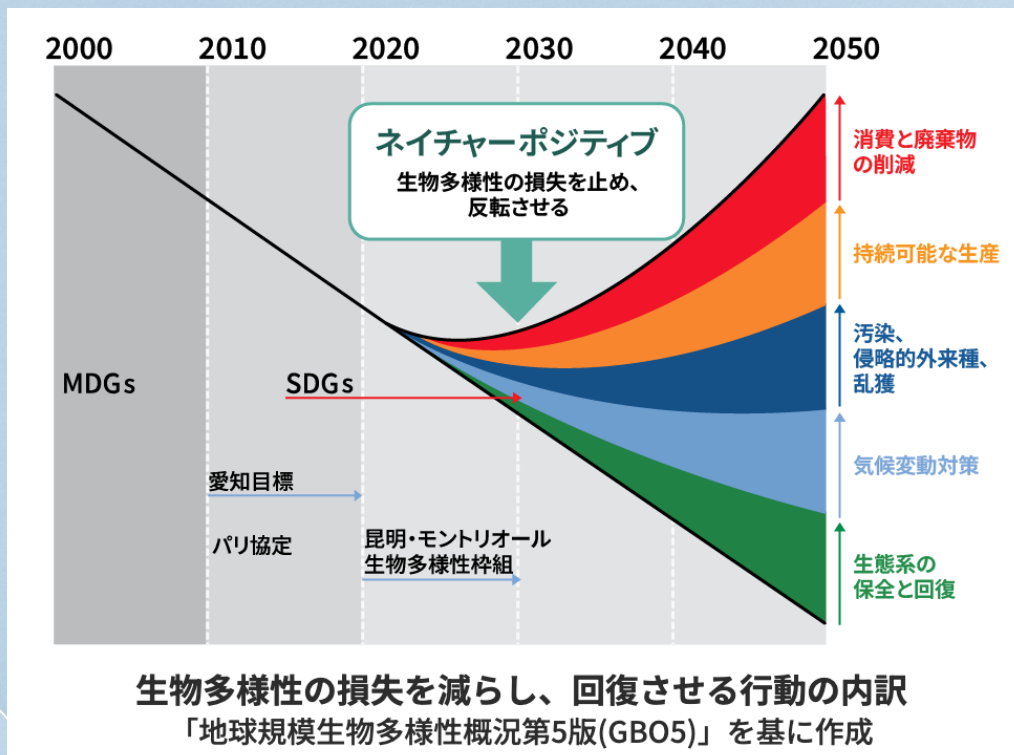
- 人口と社会文化
- 経済と技術
- 制度とガバナンス
- 紛争と伝染病

生物多様性の損失は
人間活動による影響も大きい

社会変革 (Transformative Change)

が必要

直接的な生態系の保全と回復だけでは足りない…！



環境省 ネイチャーポジティブポータル <https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/efforts/index.html> より引用

ネイチャーポジティブに取り組むなら
知っておきたい

「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」

昆明-モントリオール生物多様性枠組をざっくり

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴールA 生物多様性の保全	ゴールB 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)	ゴールD 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に載せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット1~8	人々のニーズを満たす ターゲット9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット14~23

ビジョン →

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

- A** 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
 - ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
 - ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加による生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民助成に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 女性及び女子、子ども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女子の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

← ネイチャー
ポジティブ

← 23個の行動目標

詳細版

実施支援メカニズム及び実現条件 / 責任と透明性（レビューメカニズム） / 広報・教育・啓発・取り込み

生物多様性条約&COP



Convention on
Biological Diversity

Convention on Biological Diversity <https://www.cbd.int/> より引用

- Convention on **B**iological **D**iversity=**CBD**と略す
- 1992年に通称リオサミットで採択(日本は1993年に批准)
- 締約国会議(COP)を2年に1回実施 (2026年はアルメニア！)

○ 一般的な原則、目的、基本的な義務と

包括的な枠組を確立する「枠組の条約」

× 条約の目標を達成するための具体的な規定の提供

COP15（2つ前のCOP）

昆明-モントリオール生物多様性枠組

- 2022年12月、カナダのモントリオールで採択
- 2050年までに「人と自然の共生する世界の構築」がビジョン
- 2030年までに「ネイチャーポジティブ」を目指す
- 2030年までの新しい世界共通の23個の行動目標
- 目玉目標の1つは「30by30」
- これを受けて各国の生物多様性国家戦略が採択される



COP16 (1つ前のCOP)



写真提供：豊島亮氏(一般社団法人Change Our Next Decade)

- 2024年10月にコロンビア・カリで実施
- 生物多様性条約の16回目の締約国会議
- 新たな枠組が決定されてから初のCOP
- COP16で新たに「カリ基金」が設立
- 先住民族に関する歴史的決議
- 会議が終了せず中断し、2025年2月にイタリア・ローマで再会会合を実施
- 次回は2026年にアルメニアでCOP17を実施

COP16決議に基づいて、 各セクターの主流化を促進するWebinarが開催中

Ref.: SCBD/SSSF/BETI/ML/BB/92767

1 May 2026

NOTIFICATION

Launch of the Communities of Practice Webinar Series of Mainstreaming Biodiversity Within and Across Sectors

Dear Sir or Madam,

In decision [16/13](#), the Conference of the Parties requested the Executive Secretary to foster sector-specific communities of practice, including through the convening of a series of webinars focused on mainstreaming biodiversity across sectors.

In response to this request, I am pleased to invite Parties, other Governments, indigenous peoples and local communities, women and youth organizations, subnational and local governments, as well as relevant stakeholders, including communities of practices, existing networks, non-governmental organizations, and private sector entities to participate in the Communities of Practice webinar series, to be held from May to September of 2026.

This webinar series aims to foster the exchange of lessons learned and to share best practices, existing tools, solutions, guidance and innovative practices to support the implementation of biodiversity mainstreaming within and across sectors, in line with the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework.

The webinars are scheduled as follows:

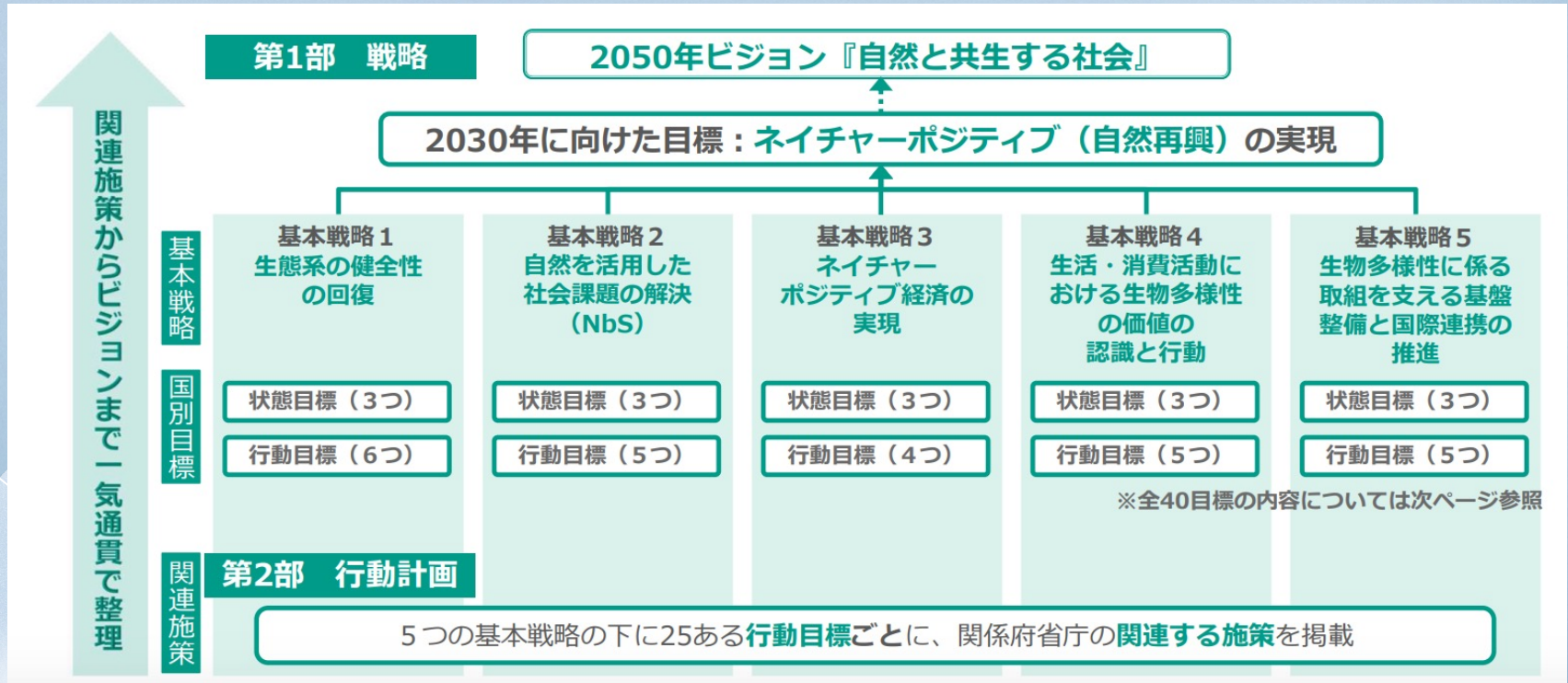
- **Circular Economy** – 14 May 2026
- **Mining** – 26 May 2026
- **Finance** – 2 June 2026
- **Fisheries** – 9 June 2026
- **Forestry** – 16 June 2026
- **Tourism** – June – July 2026 (Exact dates to be confirmed)
- **Trade** – July – September 2026 (Exact dates to be confirmed)
- **Agriculture** – September 2026 (Exact dates to be confirmed)

- 循環型経済 – 2026年5月14日
- 鉱業 – 2026年5月26日
- 金融 – 2026年6月2日
- 水産業 – 2026年6月9日
- 林業 – 2026年6月16日
- 観光業 – 2026年6月～7月（日程未定）
- 貿易 – 2026年7月～9月（日程未定）
- 農業 – 2026年9月（日程未定）

COP17（今年実施）

- 最重要：昆明・モンテリオール生物多様性枠組の実施進捗状況の中間評価
→ 第7次国別報告書の提出は125カ国（約3分の2）
- 「カリ基金」の具体的な運用や仕組みの検討
- 「主流化（Mainstreaming）」や「教育（Global Plan of Action for Education on Biodiversity の採択を予定）」の議題も注目
- 7月と8月に準備のための会議（SBSTTA28とSBI7）をケニアで実施予定
→ ここでの議論でCOP17での論点なども動いてくる

生物多様性国家戦略2023-2030（NBSAP）



生物多様性増進法 (正式名称：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)

- 2025年4月1日に施行された法律
- 地域における生物の多様性の増進のための活動を促進する措置
- 30by30に貢献する「自然共生サイト」の認定のベースとなる
- 現在の登録数：569か所 (2026年3月末時点)
- 保護地域との重複を除いて、

OECDは国際データベースに登録される



保護地域との重複を除く6.4千haをOECDとして登録
日本の現在：陸域の合計は21.0% (内OECD0.1%)、
海域の合計は13.3%

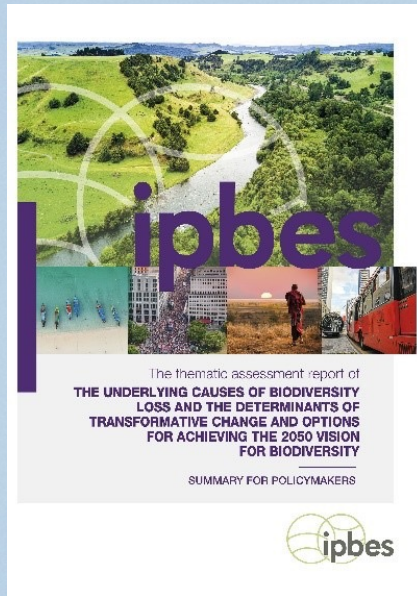
(いずれも2025年8月4日の環境省の報道発表 https://www.env.go.jp/press/press_00360.html より)

関連する国際的な報告書：IPBES報告書

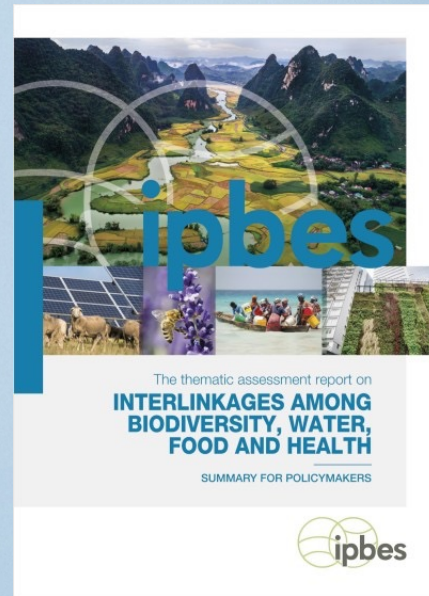
最新！ビジネスレポート



2024年！社会変革レポート



2024年！ネクサスレポート



出典： Methodological assessment of the impact and dependence of business on biodiversity and nature's contributions to people (<https://ict.ipbes.net/ipbes-ict-guide/data-and-knowledge-management/citations-of-ipbes-assessments/business-and-biodiversity-assessment>)

Thematic Assessment Report on the Underlying Causes of Biodiversity Loss and the Determinants of Transformative Change and Options for Achieving the 2050 Vision for Biodiversity (<https://zenodo.org/records/17099472>)

Thematic Assessment Report on the Interlinkages among Biodiversity, Water, Food and Health <https://zenodo.org/records/13850055>)

THANKS!

お問い合わせは
下記までお願いいたします
office@naturelitjapan.com
<https://naturelitjapan.com>

CREDITS: This presentation template was created by [Slidesgo](#), and includes icons, infographics & images by [Freepik](#)

Please keep this slide for attribution